

○倉敷市教育委員会傍聴人規則

平成14年3月25日

教育委員会規則第5号

改正 平成27年9月1日教委規則第14号

平成29年3月31日教委規則第6号

倉敷市教育委員会傍聴人規則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市教育委員会会議規則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第2号)

第13条第2項の規定により、倉敷市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、所定の傍聴受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は5人とし、先着順とする。

3 報道関係者で教育長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を携帯している者

(3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機、ビデオ機器等を携帯している者(次条第3号の規定により、写真撮影、録画、録音等を行うことにつき教育長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯している者

(6) げた、木製サンダル等を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると教育長が認めた者

2 教育長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに掲げる物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 教育長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議事内容に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論、放歌、高笑など騒ぎ立てをしないこと。

(3) 教育長の許可なく写真撮影、録画、録音その他これに類する行為を行わないこと。

(4) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに傍聴席を離れないこと。

(7) 教育長又は係員の指示に反する行為をしないこと。

(8) その他示威行為をし、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、直ちにその行為を中止させ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当該退場を命ぜられた会議を再び傍聴することができない。

(退場)

第6条 傍聴人は、前条第1項の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 1 日教委規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。